

# 石川県公報

平成 29 年 2 月 17 日

第 1 2 9 7 8 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示		公安委員会	
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	1
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効 (薬事衛生課)	1		

## 告 示

### 石川県告示第62号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年2月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国家公務員共済組合連合会 北 陸 病 院	金沢市泉が丘二丁目13番43号	平成29年2月1日	平成32年1月31日

### 石川県告示第63号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成29年2月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 失効した知事監視製品を特定できる情報  
次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND Speed II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）
- 失効の理由  
当該知事監視製品に、条例第2条第1項第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため
- 失効の日  
平成29年2月6日
- 罰則の適用  
条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第21号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月17日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

413	窪4丁目	金沢市窪4丁目412番地先 主要地方道金沢小松線上	H29. 2. 3
-----	------	------------------------------	-----------

別表第1(信号機の設置場所)金沢中警察署管内の表407の項を次のように改める。

407	泉小学校口	金沢市弥生1丁目2番17号先 国道157号上	H24. 2. 28
-----	-------	---------------------------	------------

別表第1(信号機の設置場所)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

329	日吉町	金沢市昭和町21番10号先 市道1級幹線109号金沢駅西通り線上	H29. 2. 3
-----	-----	-------------------------------------	-----------

別表第6(車両の通行禁止)金沢中警察署管内の表86の項を次のように改める。

86	市道浅川13号若松町一丁目線15号	金沢市若松町98番地先から 金沢市若松町101番地先まで	約60 メートル	終日	車両(自動車及び 原動機付自転車)
----	-------------------	---------------------------------	-------------	----	----------------------

別表第6(車両の通行禁止)北陸自動車道管内の表1の項を次のように改める。

1	北陸自動車道	小松インターチェンジ(バスストップ前) 小松市長崎町字庚170番地1先から 小松市長崎町字庚173番地1先まで	約51 メートル	終日	自動車(路線バス を除く。警察、管 理用車両を除く。)
---	--------	---	-------------	----	-----------------------------------

別表第13(車両通行帯)金沢中警察署管内の表59の項を次のように改める。

59	主要地方道金沢湯涌福光線	金沢市下石引町1番1号先から 金沢市石引1丁目121番先まで (兼六園方向から小立野に至る方向)	2本	約690 メートル
----	--------------	--	----	--------------

別表第13の2(専用通行帯)金沢中警察署管内の表3の項を次のように改める。

3	主要地方道金沢湯涌福光線	金沢市下石引町1番1号先から 金沢市石引1丁目121番先までの石引3丁目方向から石引1丁目方向に向け、車道中央線から左側車線部分	約690 メートル	7:30から 9:00まで (土・日曜 日、休日 を除く。)	道路左側端から数えて1番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線は、バス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー(回送車を含む。)、4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
---	--------------	---	--------------	--	--	---

別表第17(停車及び駐車禁止)金沢中警察署管内の表11の項を次のように改める。

11	主要地方道金沢湯涌福光線	金沢市下石引町1番1号先から 金沢市石引1丁目121番先までの石引3丁目方向から石引1丁目方向に向け、車道中央線から左側車線の部分(ただし、法第44条第1項各号に定めるものを除く。)	約690 メートル	7:30から 9:00まで (土・日曜 日、休日 を除く。)	車両(ただし、 人の乗降のた めの停車を除 く。)
----	--------------	--	--------------	--	------------------------------------

別表第18の2（駐車可の指定）金沢中警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	市道2級幹線 311号武蔵片町線	金沢市香林坊2丁目1番1号先 (香林坊東急スクエア横)	約16 メートル	終日	タクシー、特定 中型貨物自動車 を除く中型貨物 自動車、準中型 貨物自動車及び 普通貨物自動車	平行駐車
---	---------------------	--------------------------------	-------------	----	--	------

別表第18の2（駐車可の指定）金沢東警察署管内の表3及び4の項を次のように改める。

3	市道高岡町線15号	金沢市高岡町15番1号先 (金沢市文化ホール前)	約20 メートル	終日	タクシー、特定 中型貨物自動車 を除く中型貨物 自動車、準中型 貨物自動車及び 普通貨物自動車	平行駐車
4	国道157号	金沢市下堤町35番地1号先 (近江町市場前)	約25 メートル	終日	タクシー、特定 中型貨物自動車 を除く中型貨物 自動車、準中型 貨物自動車及び 普通貨物自動車	平行駐車

別表第2（一方通行）小松警察署管内の表90の項を次のように改める。

90	削	除
----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表410の項を次のように改める。

410	削	除
-----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表461の項を次のように改める。

461	削	除
-----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表310及び311の項を次のように改める。

310	削	除
311	削	除

